

堺市環境影響評価条例施行規則（平成20年規則第6号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(実施計画書の写しの公表)</p> <p>第11条 第5条の4の規定は、条例第13条第2項の規定による公表について準用する。</p> <p>(方法書等の写しの縦覧)</p> <p>第17条 第5条の3の規定は、条例第16条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第5条の3中「事業者」とあるのは「<u>第1種事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等の写しの公表)</p> <p>第17条の2 第5条の4の規定は、条例第16条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の4中「事業者」とあるのは「<u>第1種事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等についての意見書の記載事項)</p> <p>第18条 第5条の5の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「<u>配慮計画書等</u>」とあるのは「<u>方法書等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等についての意見書の概要の縦覧の期間)</p> <p>第19条 第5条の6の規定は、条例第18条第2項の規定による縦覧について準用する。</p> <p>(準備書説明会の日時及び場所の決定)</p> <p>第29条 第17条の3の規定は、条例第27条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第17条の3中「<u>第1種事業者</u>」とあるのは「<u>事業者</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(実施計画書の写しの公表)</p> <p>第11条 第5条の4の規定は、条例第13条第2項の規定による公表について準用する。<u>この場合において、第5条の4中「事業者」とあるのは、「第2種事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(方法書等の写しの縦覧)</p> <p>第17条 第5条の3の規定は、条例第16条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第5条の3中「事業者」とあるのは、「<u>第1種事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等の写しの公表)</p> <p>第17条の2 第5条の4の規定は、条例第16条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第5条の4中「事業者」とあるのは、「<u>第1種事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等についての意見書の記載事項)</p> <p>第18条 第5条の5の規定は、条例第18条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「<u>配慮計画書等</u>」とあるのは、「<u>方法書等</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(方法書等についての意見書の概要の縦覧の期間)</p> <p>第19条 第5条の6の規定は、条例第18条第2項の規定による縦覧について準用する。<u>この場合において、第5条の6中「事業者」とあるのは、「第1種事業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準備書説明会の日時及び場所の決定)</p> <p>第29条 第17条の3の規定は、条例第27条第1項の規定による準備書説明会について準用する。この場合において、第17条の3中「<u>第1種事業者</u>」とあるのは、「<u>事業者</u>」と読み替えるものとする。</p>

(準備書説明会の開催の周知)

第30条 第17条の4の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第2項の規定による準備書説明会の開催の周知について準用する。この場合において、第17条の4第2項第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る説明会開催結果報告書の提出)

第31条 第17条の5の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項の規定による書類の提出について準用する。この場合において、条例第17条の2第3項中「第1種事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る説明会開催結果報告書の写しの縦覧)

第32条 第17条の6の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第4項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第17条の6中「同条第3項」とあるのは「条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない理由)

第33条 第17条の7の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第17条の7第2号中「第1種事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書の内容の周知)

第34条 第17条の8の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項の規定による周知について準用する。この場合において、第17条の8中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の周知)

第30条 第17条の4の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第2項の規定による準備書説明会の開催の周知について準用する。この場合において、第17条の4第2項第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る説明会開催結果報告書の提出)

第31条 第17条の5の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項の規定による書類の提出について準用する。

(準備書説明会に係る説明会開催結果報告書の写しの縦覧)

第32条 第17条の6の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第4項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第17条の6中「同条第3項」とあるのは、「条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項」と読み替えるものとする。

(準備書説明会に係る責めに帰することができない理由)

第33条 第17条の7の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項の規則で定める理由について準用する。この場合において、第17条の7第2号中「第1種事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

(準備書の内容の周知)

第34条 第17条の8の規定は、条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第5項の規定による周知について準用する。この場合において、第17条の8中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書等についての意見書の記載事項)

第35条 第5条の5の規定は、条例第28条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書意見に係る見解書の写しの縦覧)

第38条 第21条の規定は、条例第29条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第21条中「方法書意見に係る見解書」とあるのは「準備書意見に係る見解書」と読み替えるものとする。

(公述意見見解書の写しの縦覧)

第49条 第21条の規定は、条例第31条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第21条中「方法書意見に係る見解書」とあるのは「公述意見見解書」と読み替えるものとする。

(準備審査書の写しの縦覧)

第51条 第7条の規定は、条例第32条第3項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「配慮計画審査書」とあるのは「準備審査書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公告)

第58条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、条例第41条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24条の関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(事後調査報告書の写しの公表)

第59条 第5条の4の規定は、条例第41条第5項の規定による公表

(準備書等についての意見書の記載事項)

第35条 第5条の5の規定は、条例第28条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書意見に係る見解書の写しの縦覧)

第38条 第21条の規定は、条例第29条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第21条中「方法書意見に係る見解書」とあるのは、「準備書意見に係る見解書」と読み替えるものとする。

(公述意見見解書の写しの縦覧)

第49条 第21条の規定は、条例第31条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第21条中「方法書意見に係る見解書」とあるのは、「公述意見見解書」と読み替えるものとする。

(準備審査書の写しの縦覧)

第51条 第7条の規定は、条例第32条第3項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第7条中「配慮計画審査書」とあるのは、「準備審査書」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書の公告)

第58条の2 第16条(第5号から第7号までを除く。)の規定は、条例第41条第4項の規定による公告について準用する。この場合において、第16条第1号中「事業者」とあるのは「事業者等」と、同条第3号中「環境影響評価を実施する地域」とあるのは「条例第24条の関係地域」と、同条第4号中「方法書等」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

2 (略)

(事後調査報告書の写しの公表)

第59条 第5条の4の規定は、条例第41条第5項の規定による公表

について準用する。

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第60条 第5条の5の規定は、条例第43条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第2号中「計画」とあるのは「対象事業」と、同条第3号中「配慮計画書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(事業者の氏名等の変更の届出)

第61条 条例第44条の規定による届出は、条例第12条第1項第1号に規定する事項を変更した日から起算して30日以内に、氏名変更等届出書(様式第14号)により行わなければならない。

(都市計画に定められる対象事業に関する手続)

第65条 (略)

2 (略)

【別記1 参照】

3 (略)

【別記2 参照】

別表第2 (第25条関係)

【別記3 参照】

について準用する。この場合において、第5条の4中「事業者」とあるのは、「事業者等」と読み替えるものとする。

(事後調査報告書についての意見書の記載事項)

第60条 第5条の5の規定は、条例第43条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第5条の5第3号中「配慮計画書等」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

(事業者の氏名等の変更の届出)

第61条 条例第44条の規定による届出は、条例第8条第1項第1号に規定する事項を変更した日から起算して30日以内に、氏名変更等届出書(様式第14号)により行わなければならない。

(都市計画に定められる対象事業に関する手続)

第65条 (略)

2 (略)

【別記1 参照】

3 (略)

【別記2 参照】

別表第2 (第25条関係)

【別記3 参照】

【別記1】

現行

(略)	(略)	(略)
第44条	<u>第12条第1項第1号</u>	規則第65条第2項の規定により読み替えて適用される第 <u>12条第1項第1号</u>
(略)	(略)	(略)
第45条第1項	第12条第1項第2号	規則第65条第2項の規定により読み替えて適用される第12条第1項第2号
(略)	(略)	(略)

改正後（案）

(略)	(略)	(略)
第44条	<u>第8条第1項第1号</u>	規則第65条第2項の規定により読み替えて適用される第 <u>8条第1項第1号</u>
(略)	(略)	(略)
第45条第1項	第12条第1項第2号又は <u>第15条第1項第2号</u>	規則第65条第2項の規定により読み替えて適用される第12条第1項第2号又は <u>第15条第1項第2号</u>
(略)	(略)	(略)

【別記2】

現行

(略)	(略)	(略)
第32条	<u>第17条の6</u>	第65条第3項において読み替えて適用される <u>第17条の6</u>
	条例第27条第2項	第65条第2項において読み替えて適用される <u>条例第27条第2項</u>
	同条第3項	条例第17条の2第2項
	<u>条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項</u>	<u>条例第17条の2第3項</u>
(略)	(略)	(略)
第61条	条例第12条第1項第1号	第65条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第12条第1項第1号</u>
(略)	(略)	(略)

改正後（案）

(略)	(略)	(略)
第32条	<u>第17条の6</u>	第65条第3項において読み替えて適用される <u>第17条の6</u>
	条例第27条第2項	第65条第2項において読み替えて適用される <u>条例第27条第2項</u>
	<u>条例第27条第2項において読み替えて準用する条例第17条の2第3項</u>	<u>条例第17条の2第3項</u>
(略)	(略)	(略)
第61条	条例第8条第1項第1号	第65条第2項の規定により読み替えて適用される <u>条例第8条第1項第1号</u>
(略)	(略)	(略)

【別記3】

現行

事業の種類	行為
(略)	(略)
(16) 条例別表第16号に掲げる事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の認可の申請、同法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の4第1項の規定による申請、同法第85条の2第7項若しくは <u>第87条の3第7項</u> 若しくは第12項の同意、同法 <u>第87条の3第1項</u> の規定による公告、同法第87条の2第6項（同法第87条の3第15項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告
(略)	(略)

改正後（案）

事業の種類	行為
(略)	(略)
(16) 条例別表第16号に掲げる事業	土地改良法第5条第1項、第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）、第95条第1項若しくは第95条の2第1項の認可の申請、同法第85条第1項、第85条の2第1項若しくは第85条の4第1項の規定による申請、同法第85条の2第7項若しくは <u>第88条第7項</u> 若しくは第12項の同意、同法 <u>第88条第1項</u> の規定による公告、同法第87条の2第6項（同法第88条第14項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は第96条の2第6項（第96条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告
(略)	(略)